

【別紙】

平成 25 年 7 月 26 日

総務大臣 新藤 義孝 様
電波監理審議会会長 前田 忠昭 様
総務省総合通信基盤局長 吉良 裕臣 様

Wireless City Planning 株式会社
代表取締役社長
孫 正義

不服申し入れ及び情報公開請求書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催されました第 995 回電波監理審議会における「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定」の答申に関し、本答申の審査結果は当社が申請した内容が専門的見地に基づき、客観性、公平性の観点で適切に評価されていないこと、及び電波監理審議会審議前であるにも関わらず、認定事業者が事実上決定されたと報道され、プロセスにおいても重大な疑義があり、審議会の形骸化を懸念し、下記事項の実施を申し入れ致します。

主観的かつ不公平な評価であったことを立証するため、下記のものを含む情報公開請求を合わせて提出いたします。

なお、この申し入れが受入れられない場合、当社は行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく対応をさせていただきます。

記 1

申し入れ内容

- ・ 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定の延期
- ・ 電波監理審議会による再審議
総務省担当官数名による主観的な評価資料に基づく間接的な審議ではなく、申請者からの公開ヒアリングを含めた直接的な審議

記 2

情報公開請求対象

- ・ 総務省における本認定に直接及び間接に関わった者、並びに相申請人における総務省 OB（いわゆる天下りを含む）を含めたすべての関係者の携帯電話通話記録、面談の記録・資料、PC および携帯メールの通信記録、および申請・審査にかかるその他一切の書類

以上